

岐南中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成29年9月1日改定

令和元年9月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題でもある。日常の全教育活動を通して、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」人間関係づくりを醸成することを大切にするとともに、万が一、いじめが発生した場合には、いじめは、一件ずつその要因や様態等が異なることから、その解決に当たって当事者、教職員、保護者、地域が協働して対応することが重要となる。また、解決が図られたとしても、当事者が、意欲をもって学校生活に取り組むようになるまで継続的に関わることが必要であるとの認識をもつことが重要である。

よって、岐南中学校において、いじめの防止、解決のための対策を総合的、かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を策定する。ここに定める「岐南中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和3年3月24日に改訂された「羽島郡二町いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

学校としてこれまで、生徒会や教職員が生徒一人一人のよさを認める「よかったよカード」や「Good Report」の取組を続けてきている。また、令和2年度の生徒会役員が中心となり、「岐南中人権宣言」（差別・偏見をなくします、思いやりと安心を大切にします、誰かのために動きます）を制定し、全学級に掲示して、生徒会が中心となっていじめの未然防止に取り組んでいる。

いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を

振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた生徒の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

<一定の人間関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

<物理的な影響>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。

「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない! させない! 許さない!」という雰囲気が生まれるようにすることが必要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

- (4) 基本認識・・・学校教育活動全体を通じて、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
 - ・「いじめは、いつ、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・「いじめは、自分から言いづらいもの」
 - ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・「いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。」
 - ・「いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割果たし、一体となって取り組むべき問題である。」
 - ・「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。」
- とりわけ、「いじめをしない」「いじめは許さない」という集団に育て上げることが大切であり、日常的に、一人一人がかけがえのない大切な存在であるという認識や、他人を思いやること、相手の立場に立って考えることができるような望ましい人間関係づくりに努めることが重要である。

- (5) 学校としての構え
- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を絶対に守り通す。
 - ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
 - ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
 - ・いじめが発生した場合は、当事者、教職員、保護者、地域が協働して解決に当たる。

- (6) 保護者の責務等
- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

- (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等)
- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
 - ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わる事ができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒の自己肯定感、自己有用感を醸成する
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

□方途

- ・「仲間を大切にする」生徒会活動、学級活動等の展開による望ましい人間関係づくり
- ・生徒会「4本柱」活動の推進による誇りづくり
- ・PDCAサイクルによる活動の展開
- ・学校生活の課題を解決する自浄力の育成
- ・授業における「ねらい」と「身に付けた力の理解」と「主体的な学習」の展開
- ・挨拶運動を核としたボランティア活動の充実
- ・校外ボランティア活動での地域の一員、地域への貢献意識の高揚
- ・ポートフォリオを活用した自己の高まり等を伝えられるプレゼンテーション力の育成
- ・発達障害を含む障がいのある生徒への教職員による個々の特性の理解、情報の共有
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に対する教職員の正しい理解の推進

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

いじめの早期発見・いじめ事案への対処

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式を基本とする）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で本校の状況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員が生徒に接する時間を多くし(二学期制の導入)、一人一人の成長に願いをもち、対応に当たる。
- ・日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努め、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に(特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てができるように)対応するため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、未然防止、早期発見・事案対応に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者・地域との連携

- ・学校の基本方針は、PTA 総会やホームページ等の場を活かして保護者や地域住民への周知に努める。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・三者懇談時に保護者を対象とした「いじめ兆候チェックポイントシート」を活用した評価を年2回(夏季休業中、12月)実施し、いじめの早期発見に努める。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・学校支援ボランティアと協働し、生徒を育てる。

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・事案対処を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、
認知した職員、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター
学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会代表、スクールカウンセラー、民生児童委員等

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐南中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）	「方針」の確認
5月	・PTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校運営協議会等に「方針」説明 ・学校生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・ケータイ、スマホ等のアンケートをもとに使い方の話し合い ・学校生活（いじめ）アンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施	
7月	・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・学校生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・保護者を対象とした「いじめ兆候チェックポイントシート」の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期前半の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・学校生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・Webページ等による取組経過等の報告 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む）	
10月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校評議員会 ・学校生活（いじめ）アンケート（無記名式）の実施	
11月	・学校生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・ネット上のいじめ問題についての話し合い	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」(生徒会のいじめ防止対策の発表) ・学校生活(いじめ)アンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・保護者を対象とした「いじめ兆候チェックポイントシート」の実施 ・第2回「教職員の取組評価(学校評価)アンケート」(次年度に向けて) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流) 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活(いじめ)アンケート(記名式)と教育相談の実施 ・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り) ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む。年度のまとめ及び来年度の計画立案) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組のまとめ ・教職員による次年度の取組計画 ・学校評議員会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法 第23条に基づいて明示)

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにいじめ未然防止・対策委員会に情報を報告し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ複数の教職員で情報を収集・記録し、迅速・丁寧に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の気持ちを醸成する指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② いじめ未然防止・対策委員会への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る)
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の生徒への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼(いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む)

- ⑦ 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

(2)「重大事態」と判断された時の対応(法 第28条に基づいて明示)

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間(年間30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、被害生徒や保護者から申し立てがあったときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・調査を開始する前に被害者、保護者に対して丁寧に説明を行う。
 - (①調査の目的・目標②組織の構成、人選③調査時期・期間④調査事項・対象⑤調査方法⑥調査結果の提供)
- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
 - ※対応に時間がかかる場合は途中経過を報告するなど、被害者に配慮した対応をする。

学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

個人情報等の取扱い

- 個人調査(アンケート等)について
 - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートや聴取の結果を記録した文書等や調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。(いじめ事案報告書、指導記録、いじめ対策委員会記録等)
- 校種間、学年間での確実な引継ぎについて
 - ・個人カードやファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。